

れいわ ねん どだい かいよこはましょうがいしやしきくすいしんきょうぎかいかいざろく 令和7年度第1回横浜市障害者施策推進協議会会議録	
ひ 日 時	れいわ ねん がつ にち げつ こ こ じ ふん こ こ じ ぶん 令和7年6月30日(月) 午後4時00分～午後5時00分
かいさいばしょ 開催場所	よこはまし ちょうしゃ かい かいぎしつ 横浜市市庁舎18階みなと1・2・3会議室
でせき もの 出席者	あべいいん いわさきいいん うちじまいん おおはしいん かとういいん かんのいいん しぶやいいん 阿部委員、岩崎委員、内嶋委員、大橋委員、加藤委員、菅野委員、渋谷委員、 しみずたけひこいいん しみずたつおいいん すやまいん ひわたしいん ふくもといいん ながたいいん 清水武彦委員、清水龍男委員、須山委員、樋渡委員、福本委員、永田委員、 ならざきいいん にのみやいいん まつだいいん みなといいん むらやまいいん 奈良崎委員、二宮委員、松田委員、港委員、村山委員
けつせき もの 欠席者	いいやまいいん おのいいん かないいいん くぼたいいん さえきいいん すずきいいん みずのいいん 飯山委員、小野委員、金井委員、久保田委員、佐伯委員、鈴木委員、水野委員
かいさいけいじ かい 開催形態	こうかいた 公開
ぎ 議題	ほうこうじこう 報告事項 (1) 第5期障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の実施について (2) こども、みんなが主役! よこはまわくわくプラン2025-2029について (3) 就労選択支援について
けっていじこう 決定事項	
ぎ 事事	かい かい 開会 (川端係長) それでは皆様、定刻になりましたので、まだ全員、委員の方おそろいではないですけれども、遅れて来る方もいらっしゃいますので、ただいまより令和7年度第1回横浜市障害者施策推進協議会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます、健康福祉局障害施策推進課の川端と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。  健康福祉局長あいさつ (川端係長) では、初めに、健康福祉局長の佐藤から挨拶を申し上げます。 (佐藤局長) 皆様、こんにちは。健康福祉局長の佐藤と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。まず最初に、事務局を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は、まずはご多忙のところ、本協議会にご出席賜りまして本当にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から横浜市の障害者施策の推進に関しまして多大なるご理解・ご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。 本日は議題といたしまして、第5期障害者プラン策定に向けてグループインタビューの実施であったり、よこはまわくわくプラン2025のお話であったり、それから、就労選択支援制度についてのご説明などをさせていただく予定となっております。 さて、横浜市は2027年の開催を目指しましてGREEN×EXPO 2027、瀬谷区のほうで行われるわけなんですけれども、その開催の準備を今、進めているところでございます。このGREEN×EXPO 2027の開催に関しましては、国や地域、文化、人種、性別、世代、障害の有無にかかわらず、訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう、本協議会の委員の中からも委員として協議にご参画

いただいております。その結果、2027年国際園芸博覧会のアクセシビリティガイドラインというものを策定させていただいております。このガイドラインを策定させていただきましたので、EXPOの開催に当たりましては、このガイドラインに基づきまして全ての来場者が安全・安心に過ごせるように、今後、会場の整備であったり運営を進めていくことを予定しております。この結果、誰もが取り残されることのない共生社会の実現につながればいいなど考えております。

先ほど申し上げましたように、本日、ご報告事項が多岐にわたっておりますが、今後の障害者施策の推進に向けて、委員の皆様からは忌憚のない様々なご意見を頂戴したいと思っております。どうぞ、短い時間ではございますけれども、今日一日、よろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

(川端 係長) そうしましたら、議事に入る前に、一部委員の改選がございましたので紹介させていただきます。まず、お一人目です。特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会共同代表の樋渡委員でございます。

(樋渡 委員) 市精連共同代表の樋渡と申します。よろしくお願ひいたします。  
(川端 係長) 続きまして、横浜公共職業安定所所長、福本委員でございます。

(福本 委員) 皆様、お世話になっております。ハローワーク横浜所長の福本と申します。この4月に着任しました。どうぞよろしくお願ひいたします。

(川端 係長) ありがとうございました。  
それでは、本日のご出席者数の確認をさせていただきます。本日の会議は、委員25名のうち17名がご出席となっております。横浜市障害者施策推進協議会条例第5条2項に規定されており、委員の過半数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、ここから会長にご挨拶と議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(内嶋 会長) 皆様、こんにちは。会長の内嶋でございます。まだ6月なんですけれども、今は夏という気候でございまして、皆様にはこちらにお運びいただくだけでも大変ご苦労をおかけしていると存じます。帰りもまだまだ暑いかと存じますが、どうぞ、会議の終わる前でございますが、お気をつけてお帰りください。

会議でございますが、円滑な議事進行に努めてまいりますので、ぜひご協力のほどよろしくお願ひします。

#### 報告事項

(1) 第5期障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の実施について  
(内嶋 会長) それでは早速ですが、次第の3、報告事項(1)から参ります。第

5期障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の実施についてということとで、事務局からご説明をお願いします。

(中村課長) ありがとうございます。健康福祉局障害施策推進課長の中村でございます。よろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1をご覧いただければと思います。第5期横浜市障害者プラン策定に向けたグループインタビュー・当事者ワーキングの実施についてをご説明させていただきます。第4期横浜市障害者プランは、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としております。計画期間の終了に先立ち、令和7年度から第5期、4期の次の第5期横浜市障害者プランの策定に取り組んでいるところです。策定に向け、7月以降、当事者、ご家族、障害者団体等に対し、現状やニーズを把握するためのグループインタビューを行います。また、10月以降、当事者がプランの内容について検討や意見交換を行う、障害者プラン当事者策定検討会を行います。

1、グループインタビューでは、実施予定回数として約40回を予定しています。内訳としては、当事者約20回、家族約10回、支援者約10回を予定しています。実施方法については、1団体につき1時間から2時間程度の時間を想定し、6人程度のグループに分かれ、現状やニーズに関するグループワークを行います。主なインタビューの事項は、第4期障害者プランの取組について、第4期障害者プランに掲載していない取組について、また、今後、本市が力を入れていくべき取組についてです。資料には記載しておりませんが、7月から9月頃を中心に実施してまいりたいと思っています。

2、障害者プラン当事者策定検討会についてですが、障害者施策推進協議会の意見を踏まえ、当事者の意見が反映されたプランとなるよう、当事者で組織する当事者策定検討会を新たに設置します。当事者策定検討会では、プランに関する構成や内容についてご意見を頂きます。なお、この検討会の中で当事者ワーキングも実施してまいります。検討メンバーは、横浜市身体障害者団体連合会をはじめとした各団体の皆様からご推薦いただくことを想定しております。実施方法としては、1回につき1時間から2時間、令和7年度から8年度にかけて4回程度の実施を予定しております。人数は、1回当たり18名程度を想定しているところでございます。

次ページをご覧ください。検討会での検討事項としましては、グループインタビューや、12月頃に当事者向けのアンケートを予定しておりますけれども、その当事者向けアンケートの調査等から出てきた意見を共有し、次期プランの構成や内容を検討します。当事者策定検討会での検討内容は、本協議会でございます施策推進協議会、また、その下部組織でございます障害者施策検討部会で報告していくということで、当事者の方々からのご意見を反映したプランにしてまいりたいと考えているところでございます。ご説明は以上です。よろしくお願ひいた

します。

(内嶋会長) 事務局、ありがとうございました。ただいまご説明がありました第5期障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の実施について、ご質問・ご意見がある委員の方、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。それでは、加藤委員、お願ひします。

(加藤委員) ピアサポートグループ在の加藤です。ありがとうございます。1点、ちょっと気になったのが、検討メンバーを以下の団体からご推薦いただくというふうになっていますけれども、この中に精神疾患の当事者の団体というのが全くないんですね。そもそも、プランに当事者の声を反映させると言っていますが、その検討メンバーを選ぶこと自体も当事者の意見を反映させることが大事ではないかなと思っています。いわゆる障害者権利条約の中で、私たちのことを私たち抜きで決めないでということがあると思うんですけれども、その部分を少し、想定していますということで、今後どんな形で確定するか分からなんですが、ぜひご検討いただければと思います。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございました。事務局から何かコメントはございますか。

(中村課長) 加藤委員、ありがとうございます。まさに当事者の参加の下でのプラン策定ということで大変重要なことだと思っていますし、その点が記載に十分反映できていないことは反省しているところでございます。そういった形で、精神の方の当事者等、参画できるようにご推薦をいただくような形で検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。それでは、阿部委員ですね。

(阿部委員) ガツツ・ピーと西の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。同じく、私が所属しているのは地域活動ホームで、3障害——身体、知的、精神の方、皆さんご利用されているところになるんですけども、最近、特に重度の知的障害・身体障害をお持ちの障害のある方、あと、医療的ケアのある方、そういう声もどういった形で吸い上げていくのかなというところはちょっと気になったところで、そのあたりも一緒に私どもも考えていくべき思っています。なかなか今、意思決定支援ということも言われていますけれども、そういう重複の方の意思決定支援をどうやってやっていくのかなというのは、我々支援している側もいろいろ悩みながらやっているところがありますので、一緒に考えていくべきだと思いますので、そういう方々の声をどうやって拾っていくのかというのも一緒に考えていただければと思います。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございました。事務局から何かコメントはございますか。

(中村課長) 阿部委員、ありがとうございます。本当に重度の方の意思決定とい

う部分にどういうふうにアプローチしていくのかという難しさについては、正直、私も悩んでいるところもございますので、日々支援に当たられている方々のご意見でありますとか、また、この施策推進協議会、また、検討部会のご意見も頂きながら進めてまいりたいと思います。本当に難しいと言つては本当はいけないんでしょうけれども、しっかりと取り組んでいかなければならぬ問題だと思っております。ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、報告事項(1)についてはこの程度ということです。

(2) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン2025～2029について  
(内嶋会長) 続いて(2) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン2025～2029についてということで、事務局から説明をお願いします。

(高島課長) 障害児福祉保健課課長の高島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。資料は、資料2-1になります。座ってご説明・ご報告させていただきます。こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの策定についてご報告いたします。

1番、計画の概要ですが、こども・子育て支援分野の総合計画として、心身の発達過程にある方とそのご家庭を対象とした「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」を令和7年3月に策定いたしました。計画期間は令和7年度から11年度までです。目指すべき姿ですけれども、「全ての子どものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創ることも一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」」といたしました。重点テーマですが、「I 全ての子どものウェルビーイングを支える」「II 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す」としました。こちらの計画の法的根拠、計画の位置づけについてですが、以下の4つの法律及び1つの条例に基づいて計画を立てております。

2番、障害施策の本計画への位置づけですが、9つの基本施策のうち、基本施策5として「障害児・医療的ケア児等への支援の充実」を計画に位置づけております。障害のある子供や医療的ケアが必要な子供への相談やサポートを充実していくことを考えています。障害のある人との人が共に暮らす社会を目指して、社会全体の障害への理解を広げます。目標と方向ですが、方向性について(1)から(6)をお示ししています。(1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実、(2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実、(3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実、(4) 障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の

(内嶋会長) ありがとうございました。それでは、まずこの、こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランについて、ご質問・ご意見があれば委員の方からご発言を伺いたいのですが、いかがでしょうか。それでは、樋渡委員、お願ひします。

(樋渡 委員) 市精連共同代表の樋渡です。もう既に検討されていることなので私の質問がちょっと変かもしないんですけれども、こちらのこども、みんなが主役! の概要というのは、横浜市の子供さんとか子供さんがいる世帯とか、全部を対象として西口つっていくものとして考えればよろしいでしょうか。

(内嶋会長) 今ご質問がありましたが、事務局、いかがですか。

(高島課長) 配布自体は全てのお子さんにくまなくというところまではいっていい  
ないのですが、区役所等にもお配りしておりますし、ホームページでももちろん  
確認することはできます。また、もし何かの折にお配りくださるということであ  
れば、お渡しできる部数はござりますので、お渡しします。

(樋渡 委員) ありがとうございます。ウェルビーイングという言葉が結構、一般的に考えていったときにかなり難しいというか、一般的な言葉なのかなというのがちょっと疑問にあったのですから質問させていただきました。ありがとうございます。

（内嶋会長）ありがとうございました。確かにウェルビーイングというような、この横文字ですね。皆さん大好きなんですけれども、正確に日本語でおっしゃられるかどうかということを含めながらお考えいただければと思います。

ほかにご質問・ご意見のある委員の方、いらっしゃいますか。どうぞ。

にのみやいひん し か い し か い にのみや わたしじしん かんそう  
(二宮委員) 歯科医師会の二宮です。私自身の感想なんすけれども、このこと  
も、みんなが主役！よこはまわくわくプランについて、ネーミングがすばらしい  
かなと思いました。やはり子供が、みんなが主役というのはすごく大事かなと思  
います。ウェルビーイングに関しては、やはりまだそこまで認知されていないと

いうところもちょっとあるんですが、ただ、今、SDGsは結構あれですけれども、SDGsの次がウェルビーイングとも言われているので、この考え方というのはすごくすばらしいかなと思いました。以上です。

(内嶋会長) ご意見ということでよろしいですね。

(二宮委員) はい。

(内嶋会長) ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。では、最後に私からよろしいですか。このわくわくプランというのは非常にすばらしいと思うんですが、障害児・者の保護という観点ではなくて、非障害児・者、マジョリティーが、マイノリティーである障害児・者をどう社会で迎えていくかというか、迎えるというのもちょっとまた変な言い方ですけれども、どう考えていくのかと。このプランというのは、子供たちが自分の力で、自分の頭で考えていくということをおっしゃっているんですね。それで、渋谷委員がよく言われているんですけども、子供の教育の段階から障害児・者の存在をきちんと理解するということは、共生社会とよく言われますけれども、もう第一歩だと思うんですね。ぜひ保護の観点ではなくて、共に暮らしていくという観点、これを子供の能動的な、自発的な発想で考える機会というのを、今のプランではすぐそれを織り込むのは難しいかもしれません、しかし、目標・方向性の(6)のところに、子供の意見を聴く取組等の推進と障害への理解促進とあるんですね。ぜひこの場面で、何か具体的な施策として生かしていただければなと思います。これがあくまでも私の意見なので、これから事務局で考えていただくことで構いませんので、よろしくお願ひします。

では、渋谷委員、お願いします。

(渋谷委員) 本当に理解し合うために、やはり一緒にいなければならないと思うんで、ぜひそういう方向を貫いていただきたいと思います。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございます。今のはご意見というふうに伺ってよろしいですか。

(渋谷委員) はい。

(内嶋会長) ありがとうございます。ということですので、よろしくお願ひします。

ほかにはいかがでしょう。奈良崎委員。

(奈良崎委員) 奈良崎です。素直にすみません、タイトルが異常に長いので、できたら短めにしてもらうといいのかなと。あと、分かりやすい版と難しい版の絵をどちらか一つに共通しないと、多分これを見た人はどの資料なのかが分かりにくいので、そこもちょっと工夫されるといいのかなと思いました。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございます。今のパンフレットの件はどの部分の問題ですか。

(奈良崎委員) この絵についてです。分かりやすい版と難しい版の絵が全然、ど

ちらか一方にしたほうが読みやすいかな。表紙が。それをできたらしてほしいなというのが。2つとも絵が違うのは、ちょっと私としてはどちらなのかなと。してもらうといいのかなと思いました。以上です。

(内嶋会長) 要するに表紙が、やさしい版と概要版とでは同じ内容のはずなのに絵が違うと。違う資料に見えるということで、絵は同じでもいいんじゃないかなと。こういうご意見ですね。分かりました。ありがとうございます。事務局、何かコメントはありますか。大丈夫ですか。

(高島課長) 次回の策定のときなどの参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、(2)はここまでということで。

### (3) 就労選択支援について

(内嶋会長) 最後の報告事項 (3) 就労選択支援について、事務局からご説明をお願いします。

(大津課長) 皆さん、こんにちは。障害施設サービス課大津です。座って説明させていただきます。

右肩、資料3と書いてあるものでございます。「就労選択支援について」というものです。障害者総合支援法の改正に伴い、新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が創設されます。これは令和7年、今年の10月からサービス提供開始となる就労選択というものでございますので、その制度について今日はご説明したいと思っております。

1、就労選択支援の趣旨。要はどうしてこういうことなのかということですけれども、就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労系障害福祉サービスや一般就労への移行といった就労に関する選択を支援します。つまり、本人がここに行きたいと思ったところに行くのが本当にベストなのかどうか、やはりご本人の特性や受け入れ先の事業所の特徴等々、いろいろ勘案してやっていったらどうかということが就労選択支援ということになっております。

2番、対象者です。就労移行支援または就労継続支援の利用を希望する方及び現に就労移行支援または就労継続支援を利用している方を対象としますということで、ちょっといろいろ書いてあるのが分かりづらいので、次の表をご覧ください。まず、就労継続B型と呼ばれるところで、新たに利用を希望したいという方は、令和7年10月から就労選択支援を原則利用してくださいねとなります。すべての対象者です。ただし、ここが分かりづらいところなんですが、以下、①、②の方は除くと書いてあり、どういうことかというと、もう50歳に達している

方、あるいは障害基礎年金1級をもらっている方は、希望に応じてこれを使つてくださいと。また、既に就労、働いたことがある方。この方も、希望があればこの制度を使ってくださいということになっております。その次の就労継続支援A型は、全ての対象者なんですけれども、新規でやる場合は令和9年、またちょっと先になりますが、9年4月から原則、利用開始になります。同じように、就労移行支援というところもそういった形に、いろいろ新たに希望する場合とか、既に利用されている場合というので、こういうふうに細かく場合が分かれております。

3、内容等。では、具体的にどんなことをするのかというところでござります。（1）支援内容として一つ、アセスメントというものがあります。アセスメントというので、先ほどの、また横文字かという話になるんですが、いわゆる短期間の生産活動等を通じて、つまり、事業所等に体験をしているところの、体験の中を通じて、その方の就労に関する適正とか知識とか能力等々を見立ててどういう就労がいいのかということの意向を整理するということでござります。それを受けて、さらに②多機関連携によるケース会議ということで、いろいろな関係者が集まって、この方にはどういう就労の意向とともにやっていくのがいいか、みんなでお話しをするものでございます。最後、アセスメント結果。この方にはどういうのがいいのか、ああいうのがいいのかなということで、多機関のいろいろな関係者とお話をさせていただいて、アセスメント結果という結果をまとめています。それを、④事業者、受け入れ方に応じて連絡したり調整したりする、そういう新たな役割が生まれてきます。（2）支給決定と書いてありますが、これは法定障害福祉サービスということになりますので、いわゆる区役所のサービスの支給決定が必要ということになります。就労選択支援の支給期間は原則1か月。つまり、1か月以内にご本人のお話を聞いていろいろな現場、体験のところに行って、さらに多機関、いろいろな関係者とヒアリング、話し合いをしてまとめるというのを、1か月以内で原則やっていくということになります。

4番、今後のスケジュールでございますが、先ほど申し上げましたように、今年の10月からスタートになっております。今まさに6月が終わろうとしておりますが、時期的には区役所とか関係機関、当然学校も絡みますので、こういったところといろいろなところでお話をさせていただいています。こういう形の制度になりますよというお話をさせていただいております。6月末、まさに今日ですけれども、事前相談ということで、これは事業所で、うちはこういうのをやりたい希望があるんだけどという事前相談を今日まで受付しているところでございます。最終的に10月から、先ほどから繰り返し申し上げていますけれども、そのためには指定申請ということで、事業所が指定を取らなければいけないので、その提出期限が8月末というスケジュールになっています。こういったスケジ

	<p>ユールを基に、最終的にはこういう形になって10月からスタートという形になります。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>(内嶋会長) ありがとうございました。ただいまご説明がありました就労選択支援について、ご質問・ご意見のある委員の方おられましたらご発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。どうぞ、加藤委員ですね。</p> <p>(加藤委員) この就労選択支援というのは、そうだなど気になっていたんすけれども、今日まで、6月末までというのが事前相談だったんですけれども、これ、詳しくは言えなくてもいいのですが、どこがこれをやるのかなと思って。移行支援で担うところが多いのか、相談支援事業所が担うのか、あるいは生活支援センターとかでやるところはあるのかとか、ちょっとそこら辺が、ごめんなさい、明確には答えられないかもしないんですが、横浜市ではどの辺のかなというのを伺えればと思います。以上です。</p> <p>(内嶋会長) ありがとうございます。事務局、ご発言をお願いします。</p> <p>(大津課長) 現時点で、今日までの申込みで5事業所しか来ていないので、あまりその傾向がつかめないというのが正直な状況です。</p> <p>(内嶋会長) 加藤委員、追加で何かご質問はありますか。</p> <p>(加藤委員) これは、国の総合支援法でやっているので、厚労省がどこを一応考えているのかなと思いまして。大体、移行支援で移行定着とか就労支援をやっているのですが、その前に選択支援というのもやろうかなというところを国は考えているのかどうかと思って、生活支援センターの事業としてこれを持ってられるかなというのもちょっと伺いたいです。</p> <p>(内嶋会長) 事務局、いかがですか。</p> <p>(大津課長) 就労選択支援の実施主体として、国では就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を一応予定しているということになっております。ただ、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された事業所という、またエクスキューズがもう一つついているので、単純に就労移行支援事業所だからとか、就労継続支援事業所だから即できるということではないのですけれども、そういった、既に就労系をやっている事業所を基本的には見ていくという状況でございます。</p> <p>(加藤委員) ありがとうございます。例えば、横浜市の作業所型の地活というのがあって、その中でも就労をやっているところがあるんですけども、そういうところも対象になったりするのかなというのを伺えたらと思います。それは、そのエクスキューズの中に入りそうなのかどうかというのを。</p> <p>(大津課長) 就労移行や就労継続をやっていればですけれども、単純に就Bとかだけだとちょっと厳しいかなという形で國のほうは言っている状況です。就Bはオーケーなのか。ごめんなさい。就労継続とか、就労支援とか、就Bとかいうところで可能性はあるんですけども、地活の中でそういった形でやってい</p>
--	---

れば、営業というのはおかしいですね、そういったところをやっておられるところであれば、可能性としてはあります。

(加藤委員) ありがとうございます。

(内嶋会長) 加藤委員、よろしいですか。

(加藤委員) はい。

(内嶋会長) ほかにはいかがでしょうか。永田委員、お願ひします。

(永田委員) グループホームのさくらの永田です。よろしくお願ひします。自分の仕事を選ぶお手伝いをしてくれることはよいことだと思います。

(内嶋会長) 永田委員、ご意見ということでよろしいですね。

(永田委員) はい。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。清水委員からお願ひします。

(清水武彦委員) 瀬谷支援学校校長の清水といいます。よろしくお願ひいたします。本校は瀬谷区にある特別支援学校で、今日、この話題が出るということで、進路担当に本校の状況を聞いてきました。本校は今、3年生が30名程度いるのですけれども、この制度を利用して卒業見込みというのですか、福祉サービスを利用していく人数がどれぐらいいるかと聞いたら、4ないし5名ぐらいいるというような状況を聞いております。ほかの支援学校も、恐らく同じぐらいの数の3年生が、この制度を利用して福祉サービスの利用につながっていくのかなと思っています。そういう意味で、先ほど説明の中で、手を挙げた事業所が5事業所しかまだないというところで……

(大津課長) 事前相談です。

(清水武彦委員) 事前相談。ということは、実際に指定申請書を提出するというのも、そんなにも大きく乖離はないのかなと思っています。そういった意味で、10月7日からスタートして、これが制度的にうまく回っていくのかどうなのかというの、非常に危惧されるところかなと思っています。免除申請ということで、事業所がやはり少ないとか、そういったことで、他の市町村では今年度は見送るという市町村もあるというふうには聞いています。進路担当も、もう6月、7月になるというところでは、前期の実習も終わって、秋の実習に向けて進路先を絞っていくところでは、この制度がどうなっていくかということを、とても気をもんでいるような状況にあります。そういう意味で、今後、横浜市として、その辺の制度が、制度として運用していかなければいけないというところはもちろんなんですけれども、ただ、実際に運用するにはちょっとやはり難しいなという判断もせざるを得ないのかなというふうにちょっと感じているところがあります。そういう意味で、先の見通し、もしその辺のことがお聞きできるのであればお聞きしたいなと思っております。以上です。

(内嶋会長) 清水武彦委員、ありがとうございました。事務局のほうから何かコ

	<p>メントはありますか。</p> <p>(大津課長) 今おっしゃっていただいたように、10月以前にこういった形で何らかのものをやっていれば、その方は今回の対象からは外れる方になります。問題は、10月以降にこういったことで、時期的に10月以降になれば、就労選択支援の利用は一応、国としては必須と言っているところでございます。その中で、先ほど申し上げたとおり、事前相談では5事業所しか今は来ていないという現実の中で、具体的にどうしていくかというのは、やはり我々としても考えていかなければいけないところかなと思っておりますので、今後もう少し、どういうふうになっていくのかというのも含めて、我々としては状況を見ながら、もう少し違う柔軟なやり方があるのかどうかも含めて判断を示していきたいと考えているところです。よろしくお願ひいたします。</p> <p>(内嶋会長) 清水委員、今のお答えでよろしいですか。何か追加でございますか。</p> <p>(清水武彦委員) ありがとうございました。なかなかはっきりと今お答えできないというところは事情もあるんだろうなと思っておりますので、ぜひお願ひしたいと思っています。事前にという、10月以前にというところでも、それを行えばということはあるかと思いますけれども、進路担当が進めていく上では、非常にその辺、気をもんでいるというところをぜひ伝えてほしいと、この場で意見を述べさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>(内嶋会長) 事務局、今のご意見、よく承ってください。よろしくお願ひします。それから、大橋委員から今、ご発言のご希望がありましたので、お願ひします。</p> <p>(大橋委員) 浜視協の大橋です。この就労選択の件なんですけれども、現在行われている就労支援事業で、一般企業へ移行する人が少ないために、国としてはアセスメントによって適性などを図ろうと考えたのでしょうか。</p> <p>それから、多機関連携によるケース会議を開くのはよいのですが、そもそも単一視覚障害者や重複者に対して、具体的に選択する仕事内容がたくさん用意されてるかがすごく心配なんです。その辺はどうなのでしょうか。質問します。</p> <p>(内嶋会長) 2つ質問があったと思いますので、事務局のほうでよろしくお願ひします。</p> <p>(大津課長) 1問目、最初のほうのご質問ですけれども、繰り返しにはなるんですけれども、ご本人のご希望と就労を目指すところがぴったりはまればいいんですけども、入ってみたらちょっと違っていたみたいなことの、いわゆるミスマッチが起きているということも一つの原因として、今回、就労選択支援というものを国のほうで考えて、よりうまく就労に長く続くような形でということで、この辺の制度が考えられているのが1つ目のお答えでございます。</p> <p>2つ目の視覚障害の方も含めてどういったところがあるかというのは、やはり</p>
--	---

何か新しいサービスというのは就労につなげるところの選択支援なので、今ある事業所とかがこれをもって増えるということとはまた直接的には関係ないで、今ある事業所の中でどううまく調整をやって、どういうふうにケースを考えていくのかというのは、今後の検討の中で、やはりちょっとなかなかそもそも行き先が難しいよねということだったら、またそれは次の問題としてどうしていけばいいのかというのを次のステップで考えていくことになるかと思います。

(内嶋会長) ありがとうございます。大橋委員、今のお答えですが、何か追加でご意見ございますか。

(大橋委員) 取り残される人はやはり取り残されちゃうんじゃないのかなという気はしますので、今からでも新たな就労の場づくりに取り組みながら、次のステップで結果を出すように期待したいということですね。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございます。事務局はよくご意見を承ってください。

ほかにはいかがでしょうか。そうしたら、港委員、お願ひします。

(港委員) 泉区生活支援センターの港です。この就労選択支援の運用について、現時点でのお考へで構わないのですが、支給決定が伴うサービスになると思ひますので、当然これは計画相談がついてくるものかなと思っています。その際に、今、横浜市としても計画相談がなかなか進んでいないという中で、この就労選択支援に計画相談は必須という形で設けていくつもりでいるのか、それとも、いわゆるセルフプランではないですけれども、計画相談はなくても取りあえず使えるという形にするのか、そのあたり、今後の動きによって変わってくるのかなと思いますので、現時点でのお考へがあれば教えていただければと思います。

(内嶋会長) じむきょく なに

(大津課長) 計画相談支援事業所との関係性でございますけれども、基本的に出しているフロー図といいますか、その中には計画相談支援事業所というのが入っております。ただ、今、港委員がおっしゃったようにセルフプランの方もいらっしゃるので、どちらでもいいということを今のところ考へている状態です。

(内嶋会長) 港委員、よろしいですか、今のお答えで。

(港委員) そうですね、一番危惧されるのが、サービス利用、事業所も含めてですけれども、使いたい方がこの就労選択支援を受けなければいけない対象の方になった場合に、計画相談がいないから支給決定が出ませんというところが一番の当事者の方の不利益になっていくのかなと思いますし、恐らく、先ほど清水委員からもあったとおり、特別支援学校の卒業生とかにも同じようなことが出てくるかなと思いますので、そのあたりの運用の仕方とかは、10月以降始まった中でも、いろいろと試行錯誤してやっていけるといいのかなと思います。以上で

す。

(内嶋会長) ありがとうございます。確かに新しいサービスになりますし、周知もまだ十分ではない可能性もありますので、そのあたりは十分ご配慮をよろしくお願ひします。

ほかにはいかがでしようか。それでは、須山委員、お願ひします。  
(須山委員) 須山です。障害者雇用というのがありますよね。その企業がたくさん集まると思うんですけれども、そういうふうな企業にも、こういうのができたから協力というか、そういうのをしてほしいという、何か周知みたいなものは必要ではないかなと思います。

それと、特別支援学級の子供というのは、自分自身で、合わなくてもやめたくても相談できないと思うんですよ。だから、やはりそういうところの何か見守りみたいな、そういうことも必要ではないかなと思いました。以上です。

(内嶋会長) 今の須山委員のご意見あるいはご質問という内容について、何か事務局からコメントはありますか。

(大津課長) 今回のこの対象は、申し訳ないですが、須山委員のご指摘のところではなくて、就労継続支援B型とA型、就労移行支援が今回の、たまたま制度の対象になっているということなので、その点に関してはごめんなさいという形にはなってしまいます。あわせて、なかなか相談できないところも、こちらのほうもこれだけで全て障害者の方の雇用が解決するというものではなくて、これも含めていろいろなところをやっていくということではないかと思っております。これも、就労選択支援も、就労に向けての一つの手段としてこれを使っていくということで、これも含めていろいろな形で支援していかなければいいかなと思っているところです。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございます。須山委員、何か追加でご発言ございますか。

(須山委員) すみません、私、勉強不足で、A型とB型の違いみたいのが分からぬんですけれども、教えてください。

(内嶋会長) 事務局、ご説明お願ひします。

(大津課長) 就労継続支援A型というものは、いわゆる雇用契約をご本人と事業所で結びます。なので、基本的には最低賃金と呼ばれるものをちゃんと守った上で、当然そういったものを守った上で契約を結ぶということでございまます。就労継続支援B型は、そういったものの雇用契約ではなくて、あくまでも生産を売り上げた、その売上げの中から皆さんとの人数と働きの時間によって分配といいますか、分け合うということなので、こちらのほうはいわゆる最低賃金という概念ではなくて、別な形で皆さんのはうに一定程度の収入をお配りすると。そういう違ひがございます。

(須山委員) 分かりました。ありがとうございます。

(内嶋会長) よろしいですか。

(須山委員) はい。

(内嶋会長) ほかにはいかがでしょうか。それでは、阿部委員、お願ひします。

(阿部委員) いろいろ質問とか皆さんしていただいたところで、私も聞きたいことは大体聞けたかなと思うんですけれども、そもそもこの就労選択支援、当事者の方が、先ほど大津課長からもあったように、就労してミスマッチしないようにとか、どういったところにご本人の特性があつて、しっかりマッチできるようにというところがこの支援のポイントなのかなというところでは、今回、令和7年10月から新たに利用を希望する方ということで、既に利用している方という方は希望に応じてみたいな形になっているのかなと思うんですけれども、実際に今使っている方でもやはりミスマッチしていたり、就労継続支援B型ではなくて一般就労できそうな方とかもたくさん今いらっしゃるのかなと思いますので、そういった方にもうまくこの制度を使って、しっかり働くということにちゃんとマッチングできるように制度のほうを考えていっていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

(内嶋会長) 阿部委員、今のはご意見ということでよろしいですか。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、松田委員、ご発言をお願いします。

(松田委員) 浜肢体の松田といいます。私の住んでいる地域でも就労している方がいてよくお話しするんですけれども、本人がよく理解していないところがあるんですよね。親が言うから何とか、誰かが言うから何とかって、じゃあ、本当は俺は行きたくないんだとかいう正直な、だから、今日は行きたくないから本当は僕とどこか行きたいとかいう話をよくすることがあって、そういう日もあるだろうけど、今日はまた気を取り直して出かけるんだよとかいう話をするんです。やはり本当に現場に行っている者の気持ちが十分理解されているのかどうかなど、ちょっと不思議に思った点があったのでお聞きした。いろいろな支援学校の先生とか、地域の方でよく話し合ってやってくれていることがあると思うんですけども、やはりそこにはちょっとしたずれが正直あるんじゃないかなという感想を持ちました。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございます。何か事務局からコメントありますか。

(大津課長) ありがとうございます。まさに今おっしゃっていただいたような、だれかの意見とか、ご本人の意思をあまり考えないでということにならないように、多機関連携、要はいろいろな立場の人がいろいろな観点からどうしていくのがいいのかなというところを、これだけで完璧だとは思わないですけれども、よりよくするために、こういった形で一歩一歩前に進めていければいいかなと思っています。よろしくお願ひいたします。

(松田委員) ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。大分ご発言を活発に頂いて、これは部会でも大分ご意見をたくさん頂いたので、どうぞ事務局、よろしくお願ひいたします。

### その他

(内嶋会長) それでは、報告事項が全て終わりましたので、その他、いかがでしょうか。事務局、よろしくお願ひします。

(川端係長) ありがとうございます。1つ、委員の中からご紹介ということでお話をあると聞いております。阿部委員、よろしくお願ひいたします。

(阿部委員) すみません、チラシを2枚用意させていただいています。「生活創造空間にし」という、私がいる事業所が1つの建物の中で2つの事業所をやっておりまして、「生活創造空間にし」で毎年研修を行わせていただいておりまして、今回、7月31日に第2回目の研修を「自立支援協議会の昨日、今日、明日」ということで行いたいと思っております。まだちょっと打合せをしていないのでどういった内容になっていくかというのはこれからいろいろもんでいきたいと思ってているんですけれども、都筑区基幹相談支援センターの中谷さん、横浜中部就労支援センターの芝野さん、横浜市健康福祉局の渡辺さんに登壇いただきまして、今の自立支援協議会のこと、今後についてもいろいろ語っていただけたいなと思っております。

それと、あと、第3回目です。こちらは、ここのことやはり西区でも障害当事者の方がいろいろな詐欺に引っかかってしまうという事案が結構続いておりまして、当事者、もちろん支援者もですけれども、向けて、表現のチカラという団体さんにお願いしてちょっとした劇、特殊詐欺防犯啓発演劇を行っていただこうと思っております。こちらは、9月4日17時から開催になっております。いずれも「生活創造空間にし」のほうで行われておりますので、こちらにいらっしゃる方ももちろんですけれども、ぜひお近い方にご案内していただければと思っております。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございました。では、事務局にお返しします。

(川端係長) ありがとうございます。事務局から、2点ほどご案内がござります。資料4についております「感震ブレーカー等設置推進事業及び家具転倒防止対策助成事業のご案内について」というものをパンフレットとともに付けております。こちらは、新たな助成事業の部分の対象だとか、幅が拡充されたということで今回資料をつけておりますので、ご一読いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう一点、次第の議題にはないのですが、第5期横浜市地域福祉保健計画について健康福祉局福祉保健課からご説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

	<p>(近藤課長) 福祉保健課長の近藤です。よろしくお願ひいたします。今日の次第には記載がございませんが、第5期横浜市地域福祉保健計画の分かりやすい版が出来上りましたので、そちらをお配りさせていただきました。着座にて簡単にご説明させていただきます。</p> <p>こちらは、昨年の令和6年度に第5期の地域福祉保健計画が策定されまして、今推進しているところなんですけれども、今回初めて分かりやすい版というものを作成させていただきました。表紙に「認めあい つながり ともに」ということで目指す姿を掲げまして、令和10年度までの計画ということで10ページにわたる冊子を作成させていただきました。子供、障害のある方、外国人など、より多くの方に地域福祉保健計画をご理解いただきたいということで策定しております。策定に当たりましては、漢字にルビを振ったり、難しい言葉を分かりやすくしたほか、イラストを多く用いて、地福計画が変わるように工夫しております。こちらは、地福計画の事務局でございます区役所ですか、ケアプラザ、あるいは区の社会福祉協議会といったところで配布しておりますので、この後、お時間あるときに一度お目通しいただければと思います。報告は以上です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>(大橋委員) すみません、この分かりやすい版は、ホームページとかに、視覚障害者向けにも読める形式になっているんですか。</p> <p>(近藤課長) ホームページのほうにデータはございます。ただ、テキストがまだ追いついていませんので、そちらは準備でき次第ということで。</p> <p>(大橋委員) PDFでは読めない場合があるので、どんなスクリーンリーダーでも読めるテキスト版もちゃんと用意してほしいです。</p> <p>(近藤課長) 分かりました。</p> <p>(川端係長) 以上で、全ての議題、報告等を終わらせていただきます。本日も貴重なご議論等いただきまして、本当にありがとうございます。皆様から頂きました意見等はしっかりと踏まえまして、引き続き取組を続けていきたいと思っております。</p> <p>また、次回の会議についてですけれども、本会議を10月27日または31日という形で予定しております。ただ、今回も皆様に時間の変更等ご協力いただきましてこういうふうに開催できましたので、また改めて皆さんと調整させていただきたいと思っております。</p> <p>ごめんなさい。1つ訂正をさせていただきます。最初に私が出席者の段階で17人とお話ししましたけれども、18人というふうに訂正させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、以上をもちまして本会議を終了したいと思います。ありがとうございます。</p>
資料	1 資料

	<p>・資料 1 : 第5期横浜市障害者プラン策定に向けたグループインタビュー・当事者ワーキングの実施について</p> <p>・資料 2-1 : こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの策定について</p> <p>・資料 2-2 : こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン 概要版冊子</p> <p>・資料 2-3 : こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン やさしい概要版冊子</p> <p>・資料 3 : 就労選択支援について</p> <p>・資料 4 : 感震ブレーカー等設置推進事業及び家具転倒対策助成事業のご案内について</p>
--	--